



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
6月19日
第726号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	1
○ 告 示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定・クリーニング師の研修およびクリーニング業務従事者に対する講習の指定 (生活衛生課)	8
道路区域の変更 (道路保全課)	9
道路の供用開始 (道路保全課)	10
○ 公 告	
令和9年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告 (医療政策課)	10
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告 (中小企業支援課)	14
一般競争入札の公告 (イノベーション推進課、警察本部会計課)	15
落札者決定の公告 (警察本部会計課)	20
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告 (大津・南部)	21

規 則

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第51号

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 (平成18年滋賀県規則第50号) の一部を次のように改正する。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号(精神通院医療用)(第6条関係)

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書				
申請種別【 新規 ・ 再認定 ・ 変更 (所得区分 ・ 医療機関) 】				
受診者	フリガナ		年齢	歳
	受診者氏名			生年月日 年 月 日
	受診者住所	(郵便番号 -)	電話番号	
	個人番号			
	個人番号制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のボックスにチェックを入れてください。			
満18歳未満の受診者がいる場合	フリガナ		受診者との関係	
	保護者氏名			
	保護者住所	(郵便番号 -) <input type="checkbox"/> 受診者住所と同じ	電話番号	
	保護者個人番号			
自己負担額に関する事項(医療機関変更申請のみ)は記載は不要	受診者の加入医療保険の記号および番号		保険者名	
	受診者と同一保険の加入者	氏 名		個人番号
受診を希望する指定自立支援医療機関	医療機関等名		所在地・電話番号	
	主たる医療機関 (医療機関の登録は1か所だけです。)			
	追加の医療機関 (次のいずれかのボックスにチェックを入れてください。)		<input type="checkbox"/> デイケア <input type="checkbox"/> 検査 <input type="checkbox"/> その他 ※その他にチェックの場合は具体的な治療内容を記載してください。	
	薬局			
	訪問看護			
※1 受給者番号	有効期限 終期 年 月 末		※2 精神障害者 保健福祉手帳番号	有効期限 終期 年 月 末
※3 治療方針の変更の有無	有 ・ 無		※4 診断書添付の有無	有 ・ 無
<p>私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。</p> <p>また、必要な場合は、市町長が当該支給決定に必要な市町民税課税等の情報を確認し、滋賀県知事に報告することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者氏名 (宛先) 滋賀県知事</p>				

注1 標題の申請名のうち、新規・再認定・変更(自己負担額および指定医療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかの該当する事項に○をしてください。

- 2 ※ 1 欄は、再認定または変更の場合に記入してください。
- 3 ※ 2 欄は、精神障害者保健福祉手帳を持っている場合に記入してください。
- 4 ※ 3 欄は、再認定の場合に記入してください。
- 5 ※ 4 欄は、申請時に診断書の添付の有無を記入してください。
- 6 申請の種別によって、所定の診断書等の添付書類が必要となります。

----- ここから下の欄には記入しないでください。-----

自治体記入欄

市 町 記 入 欄	市町名：			県 記 入 欄		
	申請受付年月日		進達年月日	認定年月日		
	前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ 継 続	該当・非該当
	今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			自己負担 上 限 額	円
	所得確認方法	個人番号・市町村民税課税証明書・市町村民税非課税証明書・標準負担額減額認定証 生活保護受給世帯の証明書・その他収入等を証明する書類（ ）				
	備 考	※ 医療機関が代行で市町に申請書を送付した場合		要チェック <input type="checkbox"/>		
	※ 手帳有効期限と終期を合わせるための期間短縮の場合		要チェック <input type="checkbox"/>			
	※ 手帳用診断書添付により、手帳と同時申請の場合		要チェック <input type="checkbox"/>			

自立支援医療受給者証の留意点

1. この受給者証は、自立支援医療（精神通院医療）を受けるとき、医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業者）に毎回提示してください。精神通院医療に限り医療費の自己負担が原則1割負担となります。
自己負担上限額がある場合は、受給者証とともに自己負担額上限管理票をあわせて医療機関に提示してください。
2. 氏名、住所、電話番号、加入医療保険や世帯の所得などに変更があったときや指定医療機関を変更されたいときなどは、速やかにお住まいの市町の担当課に変更申請書や変更届を提出してください。添付書類が必要な場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。
3. 治療や死亡等で、医療の必要がなくなった場合は、受給者証を速やかにお住まいの市町の担当課に返還してください。
4. この受給者証を破損したり、紛失したときは、速やかにお住まいの市町の担当課で再交付の手続をしてください。
5. その他ご不明の点がありましたら、下記あてお問い合わせください。

お住まいの市町の担当課（各市町でお尋ねください。）

県担当部署

滋賀県立精神保健福祉センター TEL

自立支援医療受給者証
(精神通院医療)

滋賀県

この受給者証の有効期間満了後も引き続き継続を希望される場合は、更新の手続を行ってください。なお、更新の手続は、有効期間満了日の3か月前から可能です。

に

改める。

別記様式第10号および別記様式第11号を次のように改める。

様式第10号(第8条関係)

受付機関名
受付年月日 年 月 日

自立支援医療受給者証等記載事項変更届(精神通院医療)				
【氏名変更・住所変更・保護者変更・加入医療保険変更】				
受診者	フリガナ			生年月日
	氏名			年 月 日
	フリガナ			
	住所	(郵便番号 -)		
個人番号				
保護者 (受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ			続柄
	氏名			
	フリガナ			
	住所	(郵便番号 -)		
	個人番号			
自立支援医療費受給者番号				
受給者証の有効期間	年 月 日から		年 月 日まで	
変更内容	事項	変更前	変更後	変更年月日
	受診者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)	(郵便番号 -)	(郵便番号 -)	
	保護者に関する事項 (氏名・住所・電話番号・ 受診者との続柄)	(郵便番号 -)	(郵便番号 -)	
加入医療保険に関する 事項(記号および番号・ 保険者名・受診者と同一 の加入者)				
精神障害者保健福祉手帳番号				
備考				
<p>私は、自立支援医療支給認定申請書および自立支援医療受給者証に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者氏名</p> <p>(宛先) 滋賀県知事</p>				

注1 標題の申請名のうち、氏名変更・住所変更・保護者変更・加入医療保険変更のいずれかの該当する事項に○印を付けてください。

2 太枠内の該当する項目のみ記載してください。

3 自己負担上限額(所得区分および重度かつ継続該当・非該当)および指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療支給認定申請書(変更)に記載してください。

様式第11号(第9条関係)

受付機関名
受付年月日 年 月 日

自立支援医療受給者証再交付申請書(精神通院医療)			
受 診 者	フリガナ		生年月日
	氏名		年 月 日
	フリガナ		
	住所	(郵便番号 -)	
	個人番号		
保 護 者 (受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ		続柄
	氏名		
	フリガナ		
	住所	(郵便番号 -)	
	個人番号		
再交付が必要な理由	1 紛失 2 汚れ 3 破れ 4 その他 ()		
自立支援医療費受給者番号			
受給者証の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
精神障害者保健福祉手帳番号			
備考			
私は、上記のとおり、自立支援医療受給者証(精神通院医療)の再交付を申請します。			
年 月 日			
申請者氏名			
(宛先) 滋賀県知事			

注 太枠内の該当する項目のみ記載してください。

別記様式第16号中

「

所在地	
-----	--

を

「

所在地	
辞退年月日	

に

改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第289号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
スマイルカレッジ	長浜市八幡東町198-41F	株式会社CLUBMAISON	長浜市高田町6番地5	就労選択支援	令和8.5.1	2510300672
JALAN	草津市野村二丁目11-20	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	草津市大路二丁目11-15	就労選択支援	令和8.5.1	2510600568
就労継続支援B型事業所C-ROOTS	守山市吉身三丁目21-18	株式会社Continue	野洲市市三宅2356番地ブティプレース2F	就労継続支援B型	令和8.5.1	2510700830
彩	栗東市野尻410番地	株式会社奏	守山市守山二丁目11番17号	生活介護	令和8.5.1	2511200483
アン栗東駅前	栗東市織七丁目11-41	合同会社アン	栗東市霊仙寺二丁目658番地	就労継続支援B型	令和8.5.1	2511200491
グループホームひより	東近江市五個荘五位田町517番地3	一般社団法人近江のてんびん	東近江市五個荘竜田町357番地	共同生活援助	令和8.5.1	2520500436
Joblead	彦根市大東町4番8号	特定非営利活動法人江朋会	長浜市上野町458番地	就労継続支援B型	令和8.6.1	2510200526
社会福祉法人湖北会ワークス	長浜市富田町431-8	社会福祉法人湖北会	長浜市富田町431-5	就労選択支援	令和8.6.1	2510300078

ぼてん						
生活介護事業所スタイル	草津市下物町3番1	株式会社スタイル	草津市追分南三丁目7番3号	生活介護	令和8.6.1	2510601210
自立生活援助事業所R UMAH RUMAH	草津市大路二丁目11-15	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	草津市大路二丁目11-15	自立生活援助	令和8.6.1	2510601228
キッチン春の日	甲賀市水口町東名坂250番地	特定非営利活動法人マイ・ライフ	甲賀市水口町東名坂250番地	就労継続支援B型	令和8.6.1	2511400513

滋賀県告示第290号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修および同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習をそれぞれ次のとおり指定する。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 主催者の名称および所在地 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋六丁目8番2号
 2 研修および講習の開催年月日および受講場所

(1) 第1型(クリーニング師または業務従事者が出席して受講するもの)

	開催年月日	受講場所	予定人員
クリーニング師研修	令和8年10月25日(日)	ビバシティ彦根2階研修室1 彦根市竹ヶ鼻町43-1	30人
業務従事者講習	令和8年11月8日(日)	ビバシティ彦根2階研修室1 彦根市竹ヶ鼻町43-1	20人

(2) 第1型(クリーニング師または業務従事者がデジタル技術を活用して受講するもの)

	開催年月日	受講場所
クリーニング師研修	令和8年5月1日(金)から 令和9年3月31日(水)まで	自宅等におけるオンデマンド受講
業務従事者講習	令和8年5月1日(金)から 令和9年3月31日(水)まで	自宅等におけるオンデマンド受講

3 受講料

クリーニング師研修 5,000円

業務従事者講習 4,500円

4 受講についての問合せ先

(1) 第1型(クリーニング師または業務従事者が出席して受講するもの) 公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター 大津市打出浜13-22-201 電話 077-524-2311

(2) 第1型(クリーニング師または業務従事者がデジタル技術を活用して受講するもの) eラーニングサポートセンター 電話 03-6635-1607 メール support-seiei-cl@gakkenlx.co.jp

滋賀県告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年6月19日から令和8年7月3日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大造

道路 の	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の 敷地	延長	備考	

種類			前後の別	の幅員		
県道	神郷彦根線	東近江市神郷町字大將軍782番1地先から 東近江市神郷町字下川原内606番地先まで	変更後	最小 14.0m く 最大 38.4m	626.6m	道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のおり
			変更前	最小 8.4m く 最大 29.6m		
県道	今築瀬線	東近江市神郷町字下川原内606番地先から 東近江市神郷町字下川原内398番1地先まで	変更後	最小 22.9m く 最大 35.0m	170.6m	道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更(路線重用) 神郷彦根線 L=170.6m
			変更前	最小 17.7m く 最大 27.2m		

滋賀県告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月19日から令和8年7月3日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
北船木勝野線	高島市安曇川町下小川字舩本2280番3地先から 高島市安曇川町下小川字舩本2277番1地先まで	令和8.6.26 15時	L=31.6m
多賀醒井線	犬上郡多賀町大字甲頭倉字野瀬718番1地先から 犬上郡多賀町大字甲頭倉字上河原100番1地先まで	令和8.6.30	L=74.0m

公 告

令和9年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告

令和9年度滋賀県立総合保健専門学校学生を次のとおり募集する。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 一般試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	一 般 入 学 募 集 人 員
看 護 専 門 課 程	看 護 学 科	募集人員80名のうち10パーセント程度
歯 科 衛 生 専 門 課 程	歯 科 衛 生 学 科	募集人員38名のうち5パーセント程度

(2) 修学年限

課 程	学 科	修 業 年 限
看 護 専 門 課 程	看 護 学 科	3年
歯 科 衛 生 専 門 課 程	歯 科 衛 生 学 科	3年

(3) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で18歳に達したもの（令和9年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）

※ 「高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(ケ)までのいずれかに該当する者である。

(ア) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(ウ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(エ) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(オ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者

(カ) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(キ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

(ク) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(ケ) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの（事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。）

(4) 出願手続

ア 受付期間は令和8年11月25日(水)から令和8年12月2日(水)まで（土曜日および日曜日を除く。）とし、受付時間は8時45分から17時までとする。

郵送の場合は、令和8年12月2日(水)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(5)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料9,800円（本校受付の場合は現金または郵便為替、郵送の場合は郵便為替とすること。）を添えて、滋賀県立総合保健専門学校（〒524-0022 守山市守山五丁目4-10）に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

ア 入学願書（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）

イ 入学試験受験票（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）

ウ 受験写真票（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）

エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書または卒業見込証明書

オ 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者については、それを証明するもの

カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)

キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	現代の国語・言語文化、数学Ⅰおよび英語コミュニケーションⅠ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	現代の国語・言語文化、数学Ⅰおよび小論文

注 現代の国語・言語文化については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和8年10月23日(金)17時までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和8年 12月24日 (木)	看護学科	受 付	現代の国語・ 言語文化	数 学 Ⅰ	英語コミュニ ケーションⅠ	適 性 検 査
	歯科衛生学科	受 付	現代の国語・ 言語文化	数 学 Ⅰ	小 論 文	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和9年1月21日(木)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(10) 二次募集 入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、別途二次募集を行うことがある。

(11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 社会人試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	社 会 人 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち20パーセント程度
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち15パーセント程度

(2) 出願資格 1(3)アまたはイのいずれかに該当する者で、卒業後県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる満22歳以上(令和9年4月1日現在)のものとする。

(3) 出願手続

ア 受付期間は令和8年9月24日(木)から令和8年10月1日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時45分から17時までとする。

郵送の場合は、令和8年10月1日(木)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(4)に掲げる出願書類および入学審査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(4) 出願書類

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

- エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書
- オ 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者については、それを証明するもの
- カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)
- キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(5) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(6) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	数学 I および小論文
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	

イ 適性検査

(7) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目			
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:40
令和8年 10月22日 (木)	看護学科	受 付	小 論 文	数 学 I	適 性 検 査
	歯科衛生学科				

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和8年11月13日(金)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和8年8月24日(月)17時までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 推薦試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	推 薦 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち70パーセント程度
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち80パーセント程度

(2) 出願資格および推薦要件 推薦入学を出願できる資格を有する者は、次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、現に在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。

ア 令和9年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 専願である者

ウ 卒業後、県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる者

エ 県内に住所を有する者

(3) 推薦人員 看護学科・歯科衛生学科 特に定めない。

(4) 出願手続

ア 受付期間は令和8年9月24日(木)から令和8年10月1日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時45分から17時までとする。

郵送の場合は、令和8年10月1日(木)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(5)に掲げる出願書類および入学考査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

- ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書
- オ 推薦書(所定の用紙により、出身の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)
- カ 可否通知書送付用宛名票(所定の用紙)
- キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

- (6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。
- (7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。
ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	現代の国語・言語文化、数学Ⅰおよび英語コミュニケーションⅠ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	現代の国語・言語文化、数学Ⅰおよび小論文

注 現代の国語・言語文化については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

- (8) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:40	14:00~14:50
令和8年 10月22日(木)	看護学科	受 付	現代の国語・ 言語文化	数 学 Ⅰ	適 性 検 査	英語コミュニケーションⅠ
	歯科衛生学科	受 付	現代の国語・ 言語文化	数 学 Ⅰ	適 性 検 査	小 論 文

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和8年11月13日(金)に本人に通知するとともに、推薦者宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

- (9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クロスモール近江八幡 近江八幡市土田町1357番ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
 - (1) 商業施設等の自治会加入の取扱いについて、地元自治会(第12区自治会および白鳥町自治会が該当)と協議を行い、その経過および結果を要約し、文書により近江八幡市総合政策部まちづくり協働課へ提出すること。
 - (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、近江八幡市環境保全に関する条例(平成22年近江八幡市条例第255号)等の環境関係法令を遵守し、騒音・振動・悪臭等の公害防止に係る事業者としての責務を果たすこと。
 - (3) 騒音規制法および振動規制法に係る届出が必要となる場合は、遅滞なく届出を行うこと。
 - (4) 周辺的生活環境が損なわれないよう努め、苦情があった場合には誠意を持って対応すること。
 - (5) 本計画地周辺においては、歩行者および自転車利用者の安全確保ならびに周辺交通環境への影響について、十分な配慮が必要である。このため、開店後においても継続的に交通状況を把握するとともに、生活道路への流入抑制に努め、必要に応じて速やかに改善措置を講ずること。
 - (6) 産業廃棄物および感染性廃棄物の排出がある場合は、許可業者に委託し適正に処理すること。

- (7) 事業系一般廃棄物については、廃棄物処理施設(近江八幡市環境エネルギーセンター)へ直接搬入するか許可業者に委託して適正に処理すること。
- (8) 商業機能交流拠点地区地区計画内であることから、良好な景観を形成するため整備方針に従って計画すること。
- (9) 近江八幡市屋外広告物条例(令和2年近江八幡市条例第1号)の第3種地域に該当することから、掲出規模に応じて掲出には許可が必要となることに留意すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市桜宮町236番地

(2) 縦覧期間 令和8年6月19日から令和8年7月21日まで

一般競争入札の公告

令和8年度における熱分解GC-高分解能精密質量分析装置の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 熱分解GC-高分解能精密質量分析装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年2月26日(金)
- (4) 納入場所 滋賀県南部産業技術共創センター栗東庁舎 栗東市上砥山232

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:理化学機器・分析機器・計測機器

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県商工労働部イノベーション推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3794 F A X 077-528-4876 電子メール fd00@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和8年6月19日(金)から令和8年7月17日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。また、開始日のみ13時から17時までとし、最終日のみ9時から正午までとする。)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 質問の期間 令和8年6月19日(金)13時から令和8年6月26日(金)正午まで
- (6) 質問の方法

ア 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する方法

イ 質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、持参、郵送、電子メールまたはF A Xにより(1)に示す場所へ提出する方法

(7) 回答の方法 令和8年6月30日(火)17時を目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムで回答を公開する。

(8) 入札書の受領期間 令和8年7月6日(月)13時から令和8年7月17日(金)正午まで

(9) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(8)の入札書の受領期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙(指定様式)の入札書を(8)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙(指定様式)の入札書を(8)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(10) 開札の日時および場所 令和8年7月17日(金)13時 滋賀県商工労働部イノベーション推進課

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。また、指定様式以外は無効とする。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

(1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件

(1) 前金払 行わない。

(2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 同等品による入札 可

(1) 同等品での入札の場合は規格等を確認できる資料を事前に提出し確認を受けた上、入札時に同等品である旨を明示すること。明示なき場合は基準品によるものとみなす。未確認または同等品と認められない物品による入札は、無効とする。

(2) 同等品等申請書の提出期間 令和8年6月19日(金)13時から令和8年7月3日(金)正午まで

(3) 同等品等申請書の事前提出場所等 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県商工労働部イノベーション推進課

13 その他必要事項

(1) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することが

ある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Pyrolysis GC-High-Resolution Accurate Mass Spectrometer, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, July 17, 2026
- (3) For further information, contact : Innovation Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL +81-77-528-3794

一般競争入札の公告

令和8年度における超微量分析GC-MSの購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 超微量分析GC-MS 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年2月26日(金)
- (4) 納入場所 滋賀県南部産業技術共創センター栗東庁舎 栗東市上砥山232

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類：物品 中分類：理化学機器・分析機器・計測機器

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県商工労働部イノベーション推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3794 F A X 077-528-4876 電子メール fd00@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和8年6月19日(金)から令和8年7月17日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。また、開始日のみ13時から17時までとし、最終日のみ9時から正午までとする。)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 質問の期間 令和8年6月19日(金)13時から令和8年6月26日(金)正午まで
- (6) 質問の方法
ア 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する方法
イ 質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、持参、郵送、電子メールまたはF A Xにより(1)に示す場所へ提出する方法
- (7) 回答の方法 令和8年6月30日(火)17時を目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムで回答を公開する。
- (8) 入札書の受領期間 令和8年7月6日(月)13時から令和8年7月17日(金)正午まで

(9) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(8)の入札書の受領期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙(指定様式)の入札書を(8)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙(指定様式)の入札書を(8)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(10) 開札の日時および場所 令和8年7月17日(金)13時 滋賀県商工労働部イノベーション推進課

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。また、指定様式以外は無効とする。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

(1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件

(1) 前金払 行わない。

(2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 同等品による入札 可

(1) 同等品での入札の場合は規格等を確認できる資料を事前に提出し確認を受けた上、入札時に同等品である旨を明示すること。明示なき場合は基準品によるものとみなす。未確認または同等品と認められない物品による入札は、無効とする。

(2) 同等品等申請書の提出期間 令和8年6月19日(金)13時から令和8年7月3日(金)正午まで

(3) 同等品等申請書の事前提出場所等 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県商工労働部イノベーション推進課

13 その他必要事項

(1) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gas Chromatograph—Mass Spectrometer with a multi—purpose autosampler for Ultra—trace analysis, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, July 17, 2026
- (3) For further information, contact : Innovation Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shiga Prefectural Government, 4—1—1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520—8577 Japan TEL + 81—77—528—3794

一般競争入札の公告

滋賀県警察情報ネットワーク端末機器の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察情報ネットワーク端末機器（搬入等を含む。） 一式
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和9年1月1日(金)から令和13年12月31日(水)まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和8年滋賀県告示第31号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
ア 営業種目 大分類：役務 中分類：リース・レンタル
イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の受付に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520—8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077—528—4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、機能証明書および機器等リスト
- (2) 提出期限 令和8年7月3日(金)午後4時まで
- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520—8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520—8501 大津市打出浜1番10号 電話 077—522—1231（内線2263）
- (2) 契約条項を示す期間 令和8年6月19日(金)から同年8月6日(木)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時までおよび同月7日(金)の午前9時から午後1時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和8年8月7日(金)午後1時まで
- (6) 入札書の提出方法
ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和8年8月7日(金)午後1時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、受任者が承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(5) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は5年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することとなる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Police information network terminal equipment, 1 set

(2) Deadline for tender : 13:00, August 7, 2026

(3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231(Extension 2263)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年6月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 警察本部庁舎エレベーター修繕 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和8年5月11日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 京都エレベータ株式会社 代表取締役 田中陽一 京都府京都市下京区岩上通高辻下ル吉文字町457番地
- 5 落札金額 148,940,000円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和8年4月10日(金)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、真野北部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年6月19日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	馬 場 孝 次	大津市真野普門一丁目16番1号
”	井 上 和 又	同 所16番29号
”	井 上 明	同 所15番15号
”	西 條 實	同 所14番17号
”	都 幸 一	同 市真野四丁目13番27号
”	西 条 一 成	同 市真野普門一丁目17番10号
”	瀬 津 学	同 市真野四丁目5番25号
”	西 條 隆	同 所11番14号
”	槇 野 克 也	同 所11番28号
”	奥 出 俊 彦	同 所21番6号
監 事	濱 本 昌 嘉	同 所19番23号
”	谷 茂 康	同 市真野普門一丁目20番5号
”	馬 場 一 美	同 所2番40号

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	井 上 和 又	大津市真野普門一丁目16番29号
”	井 上 明	同 所15番15号
”	谷 茂 康	同 所20番5号
”	井 上 昌 宏	同 所23番15号
”	清 水 一 豊	同 所23番30号
”	西 条 一 成	同 所17番10号
”	瀬 津 学	同 市真野四丁目5番25号
”	都 幸 一	同 所13番27号
”	槇 野 克 也	同 所11番28号
”	奥 出 俊 彦	同 所21番6号
監 事	濱 本 昌 嘉	同 所19番23号
”	西 條 彰 一	同 市真野普門一丁目15番38号
”	馬 場 一 美	同 所2番40号

